

# 本日“日健”対府要求・抗議行動! 我々の意志を鮮明に打ち出す為に 勝利号で府庁へ!!

金ヶ崎解放

1984年9月26日(647)245

アサヒソーラ

8:15出発～9:30要求提出～11:00帰京

仲間達!!

先日来訪し続けていたように、軍事拡大と戦争化

があり、福祉を切り捨てて財界にのみ奉仕する自民党

中曾根は、我々の生活どいのちを守る“日雇健保”を

とりあげ、大きな不安の中に我々を突きあこした。

大阪府健康保険課の役人供は、中曾根の内閣大臣が、頼まぬ所はないのに、自分の出世欲から、金ヶ崎の労働者に対して、“みなくだから、健康保険印紙を貼つてないからと”たくを並べたて、中曾根の意図を大きく上回る劣悪な“健康保険”を我々に押し付けようとしている。

一のような事態に対して、我々は座して見逃すわけにはいかない。

一つには、我々の生活どいのちを守るために、大阪府の役人供の出世欲を打ち碎き、“みなく”であろうと、我々の健康保険の拡充を計るために。

一つには、軍事予算の肥大を福祉予算の拡充によってくりとめ、人民の平和な生活を守り抜くために。

五月には、金ヶ崎日露労働者も広範な“健康保険法改悪反対”、“日傳廢止反対”闘争の一翼になつて、厚生省と交渉をもつたし、署名を提出するなど、兩議院に四千名の反対署名を提出するなどの活動があつた。

仲間達!! 我々の生活どいのちを守る医療制度を復得するために、戦争拡大の路線を打ち破るために、再度多くの人々と連署して闘わなければならぬ。その先として、本日、文部省への参加!

## 要 求 書

私たちは本年十月一日から実施されようとしている  
日雇労働者の健康保険制度について、左記のように要  
求いたします。

### 記

- 一 基礎日額の等級を七級にせよ
- 二 貸金上昇にあわせ、基礎日額の等級をあげよ
- 三 (1) 傷病手当金支給額は、個人別に前6ヶ月最高収入月の  
稼動日数にたつて算定せよ  
  
(2) 個人別に実施できない場合はアブレチ当金の上昇率  
にあわせて傷病手当金を上げよ
- 四 割負担が不可能な場合、貸付金制度をつくれ  
(2) 貸付金制度ができるない場合は一割負担免除の病院(全科)  
を指定せよ
- 五 (1) 日雇特例被保険者の患者は入院保障金のいらない病院を指定  
せよ  
  
(2) それができない場合は入院保障金のいらない病院を指定  
せよ
- 六 将近時及び長期アブレ期には資格維持のためのシステムと  
して、労働者が保険料を負担すれば有資格とせよ
- 七、窓口機関への傷病手当金支給に関するニメリケをやめよ

以上